



平成 23 年 2 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社 プ レ ナ ス
代表者名 代表取締役社長 塩 井 辰 男
(コード番号：9945 東証第一部)
問合せ先 経営管理室長 丸 山 俊 也
(TEL : 092 - 452 - 3678)

訴訟の提起に関するお知らせ

平成 23 年 1 月 17 日付で東京地方裁判所において、当社に対する訴訟の提起がなされました(なお訴状送達日は平成 23 年 1 月 31 日です。)ので、下記のとおりお知らせいたします。

当該訴訟は、(株)ほっかほっか亭総本部の運営する「ほっかほっか亭」フランチャイズチェーンのフランチャイジーとして、埼玉県内で「ほっかほっか亭」店舗を営業していた当社の元加盟店が、当社が出店を行った直営店の影響により売上高が減少するなどの損害を被り同フランチャイジーが運営していた店舗が閉店するに至った旨を主張し、損害賠償金の請求を行っているものです。

記

1. 訴訟が提起された年月日及び裁判所

- (1) 訴訟が提起された年月日： 平成 23 年 1 月 17 日 (訴状送達日 同年 1 月 31 日)
- (2) 訴訟が提起された裁判所： 東京地方裁判所

2. 訴訟を提起した者(原告)

- (1) 商 号： (有)オフィス創業経営
- (2) 所 在 地： 埼玉県吉川市大字川藤 736 番地 8
- (3) 代表者の氏名： 代表取締役 堂元 政一

3. 訴訟の内容

原告が営業を行っていた「ほっかほっか亭川口東領家店」が、当社が出店した直営店の影響により売上高が減少するなどの損害を被り、平成 22 年 12 月をもって閉店するに至ったため、当社に対し損害賠償金総額 11,822,691 円を請求するもの。

4. 訴訟が提起されるに至った経緯

当社は、(株)ほっかほっか亭総本部による信頼関係の破壊を理由に、平成 20 年 5 月 14 日をもって同社との間で締結していた「ほっかほっか亭」地域本部・地区本部契約の全てを解約し、同年 5 月 15 日より、新たな持ち帰り弁当ブランド「ほっともっと」での営業を開始いたしました。以後、当社は「ほっともっと」の全国的な市場拡大に向け積極的に店舗展開を行っております。

原告は、「ほっともっと」創設に係る当社の考えに賛同されず、平成 20 年 2 月 29 日付で自ら当社を離脱した後、(株)ほっかほっか亭総本部のもとで「ほっかほっか亭川口東領家店」を埼玉県内で営業しておりましたが、当社が行った出店により、売上高が減少するなどの損害を被り閉店するに至った旨を主張し、当該訴訟を提起しております。

5. 今後の見通し

企業の自由な経済活動を阻害する原告の主張は、営業の自由に反し、法律上はもちろん、一般常識的にも合理性を欠く極めて不条理な主張であると考えております。

従いまして、当社は、上記主張に対し争っていく方針であります。

なお、当該訴訟が当社の業績に与える影響は、現在のところ特にないと考えております。

以 上